

高砂市新婚世帯家賃等補助金に関するQ&A

Q 1 対象となる新婚世帯に条件はありますか。

A 1 平成30年4月1日以降に婚姻届を提出し、婚姻日における夫婦の満年齢が80歳未満のご夫婦です。

※本市の補助対象は、

家賃→夫婦の前年の年間収入の合計が、6,000,000円未満

引越→夫婦の前年の年間所得の合計が、3,400,000円未満

となります。申請時にご夫婦の前年の所得証明書を提出していただきます。

Q 2 収入と所得の違いは何ですか。

A 2 ①サラリーマンの方は、

収入→給料の額面の金額です。(手取り額ではありません)

所得→収入から給与所得控除額を差し引いた金額です。

(給与所得=給与収入-給与所得控除額)

②自営業の方は、

収入→売り上げの金額

所得→売り上げから必要経費を差し引いた利益に相当する金額です。

(所得=収入-必要経費)

Q 3 結婚を機に妻が離職(転職)した場合、収入や所得はどうなりますか。

A 3 離職(転職)後の妻の月額収入(所得)に12を乗じた金額と夫の年間収入(所得)を合算した金額とします。

Q 4 現在、貸与型奨学金(公的団体又は民間団体から、学生の修学や生活のために貸与された資金)の返済をしています。

A 4 所得証明書をもとに算出した世帯の収入または所得の合計から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額を収入または所得の合計金額とします。

Q 5 他市町村で婚姻届を出して高砂市へ転入しても対象となりますか。

A 5 対象となります。

Q 6 高砂市内から市内への転居も対象となりますか。

A 6 対象となります。

Q 7 補助対象となる期間は。

A 7 婚姻日以降で、民間賃貸住宅に居住を開始した日の属する月から最長12箇月間です。

Q 8 対象となる家賃にはどのようなものが含まれますか。

A 8 結婚を機に居住する市内の民間賃貸住宅に要する賃貸借契約に定められた賃借料の月額をいい、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分を除いた実質負担額2万円以上（物件の敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含みます。）共益費、仲買手数料を実質負担額に12か月で割った額を加算することができます。）のものとし、ただし、直接住宅の賃借料とはならないものを除いた額とします。

Q 9 勤務先から住宅手当が支給されている場合は、どうなりますか。

A 9 家賃等の実質負担額は、実家賃から住宅手当を除いた額で計算します。勤務先で住宅手当支給証明書（様式第2号）を作成してもらってください。住宅手当を支給されていない場合も提出の必要があります。

Q 10 引越費用について、対象とならない費目はどのようなものですか。

A 10 不用品の処分費用及び自らレンタカーを借りて引っ越した場合や業者を介さず友人等に頼んで引っ越した場合は対象として認められません。（P2参照）

Q 11 支給期間内に複数回引っ越しした場合は、2回目以降の引っ越しに係る費用は補助の対象となりますか。

A 11 初回のみを対象とするため、補助の対象となりません。

Q 12 再婚の世帯も補助の対象となりますか。

A 12 補助の対象となります。ただし、一度本補助金の交付を受けた方は補助の対象外です。